宇部市一般廃棄物収集運搬業務委託(業務 E) 仕様書

1 目的

本仕様書(以下「仕様書」という。)は、宇部市一般廃棄物収集運搬業務委託(業務 E)の概要を示したものであり、業務を行うに当たっては、仕様書に従い、実施するものとする。

2 業務の概要

宇部市内の指定する区域で、「宇部市ごみステーション設置に関する要綱」に基づき設置された ごみステーション(以下、「ステーション」という。)に排出される燃やせるごみ、ペットボトル を収集し、指定する搬入場所に運搬する業務である。

3 業務の履行

業務を行うに当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」、「宇部市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」、「労働安全衛生法」等のごみ収集等に関する関係法令・規則を遵守し、宇部市(以下、「市」という。)の定めるごみ処理基本計画及び収集計画に従って誠実、完全に業務を履行すること。

なお、受託事業者は、市からの業務委託であることを十分に認識し、親切・丁寧な対応を心が け、市民に対し、不快となる言動をとってはならない。

4 業務委託期間

令和6年4月1日 から 令和7年3月31日 まで

5 業務の内容

- (1) 収集作業及び収集区域
 - ①燃やせるごみ・・・週3回(月・水・金曜日) 旧厚狭郡楠町との合併前の旧宇部市の一部区域内 ※図面参照
 - ②ペットボトル・・週2回(火・木曜日) 旧厚狭郡楠町との合併前の旧宇部市の一部区域内 ※図面参照

(2) 収集場所

・市が指定する区域内のステーション

燃やせるごみのステーション ※図面参照

燃やせないごみのステーション ※図面参照

※受託事業者決定後、収集箇所については収集開始までに市と確認作業を実施する。 ※収集するステーションについては、新設・移設・増設等する場合がある。

(3) 予定業務量

①燃やせるごみ

1日当たり概ね17トン(2台分)

②ペットボトル

1日当たり概ね1.8トン(2台分)

※①②とも最大積載量 3,000kg 程度の塵芥収集車で搬入施設まで1台当たり3~4往復、2台分の換算。

※②については、一部車幅2m以下の車両でないと進入できない場所あり。

(上宇部地区:3か所、琴芝地区:2か所、新川地区:2か所、藤山地区:2か所) ※収集量については、概算のため、季節及び地区により誤差あり。

(4) 実施日

- ・原則、祝日を含む月曜日から金曜日(別紙予定表による) ※市の指示により変更する場合がある。
- ・年末年始等、市が指定する日については、定期収集日以外も収集すること。 ※市ウェブサイトの全地区分家庭ごみ収集日程表等を参照のこと。

(5) 作業時間及び搬入先

・作業時間は午前8時30分から午後5時までとし、下記の時間内に施設搬入すること。 ただし、交通事情等の受託事業者の責に因らない事由により、止むを得ず上記の時間ま でに搬入できない場合は、市に連絡し、対応を協議すること。

施設搬入時間 午前 8時30分~午後12時00分

午後 1時00分~午後 4時30分

・搬入先は、下記の施設とする。ただし、搬入先施設の状況により、別の施設への搬入を 指定する場合がある。(※各施設管理者の指示に従うこと。)

燃やせるごみ

焼却場(環境保全センター内)

ペットボトル

リサイクルプラザ (環境保全センター内)

- (6) 定められた区域内に排出されるごみについては、定められた日に全て収集を行うこと。 ただし、収集量の増大により、燃やせるごみの収集に影響ある場合は、草等、後日収集 が可能なものは、後日収集を可能とする。
- (7) 業務従事者は、運転員・収集作業員ともに本市のごみの分別区分と出し方を十分に理解し、市で指示する適正な分別排出ができていないものがある場合には、収集しない。 収集しない場合は、分別不良シール等に必要事項を記入し、必ず貼り付けること。
- (8) 臨時収集で、市が緊急に収集する必要があると認めて指示する場合は、それに対処すること。
- (9) 収集にあっては、責任者を選任し、円滑・安全に収集に努めること。

6 機材等

業務に使用する車両については、以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 車両は、最大積載量 3,000kg 程度の塵芥収集車及び車幅 2 m以下の運搬可能な車両とし、常用車両とは別に事故・故障等の不慮の事態が生じた場合に対応が可能な代替車両を用意する。

なお、常用車両は業務委託の専用車両とする。

台数については下記のとおりとする。

車 種 等	常用車両	代替車両
最大積載量 3,000kg 程度の塵芥収集車	2台	1台
車幅2m以下の車両	1台	1台

- (2) 車両は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条第1項第1号イの基準を満たす塵芥収集車とし、事前に市に届け出て承認を受けること。
- (3) 車両は、自己所有又は委託期間中継続可能なリース車両も可とする。

リース車両は、自動車検査証の使用者の氏名又は名称、使用者の住所、使用の本拠の位置の表記の変更済みであること。(借り手、貸し手は、事故等の損害に関する事項を協議済みであること。)

例外的に、年末年始又は車両事故・故障等の緊急時に限り、事前に市の承認を得たうえでレンタル車両の使用も可とする。(借り手、貸し手は、事故等の損害に関する事項を協議済みであること。)

(4) 車両は、市の委託車両である旨、業者名その他、市が指示する事項を表示しなければならない。

表示内容は、車両の左右両側に市が用意する「宇部市一般廃棄物収集運搬委託車」と表示すること。表示場所等の詳細については、別途指示するとおりとする。

なお、代替車両を使用する場合も同様とする。

(5) 契約期間満了後においては、車両を市の委託車両と認識しうるような状態で使用してはならない。

- (6) 車両は、定期的に十分な点検・整備を行い、常に清潔を保持し、業務終了後は所定の車 庫に格納すること。
- (7) 受託事業者は常に気象情報を受信し、受託事業者の負担で、路面の凍結や積雪等の場合のタイヤチェーン、スタッドレスタイヤの装着等、事故の未然防止策を講じること。
- (8) 車検・修理等のため、市の承認を受けた車両以外の車両を一時使用する場合は、事前に市に届け出て承認を受けること。
- (9) 業務に使用する車両は、受託事業者の負担により、対人及び対物賠償金額無制限の自動車保険に加入すること。

7 業務従事者

- (1) 業務従事者は、収集車1台につき運転員1名及び収集作業員1名以上乗車し、収集作業 に当たること。なお、業務従事者の正規・非正規は問わない。
- (2) 車両1台につき、乗車する者は必ず1名を塵芥収集運搬業務に従事した経験を有する者とする。

また、業務の習熟と安全を確保するため、この者は基本的に固定することとする。

- (3) 業務従事者の服装を統一すること。
- (4) 車両運転時を含め、業務従事中は禁煙とする。
- (5) 業務従事者の勤務態度、業務履行状況が不良であると認められる場合は、市の業務従事者の変更を受託事業者に指示できるものとする。
- (6) 業務従事者については、あらかじめ市に届け出ること。また、変更がある場合も速やかに届け出ること。

8 業務の履行における注意事項

- (1) 受託事業者は、業務従事者に対し以下の研修・教育・指導を行わなければならない。
 - ①業務の開始日から直ちに適正に業務を履行できるよう、事前に業務従事者に対して十分な研修を行うこと。なお、その費用については、受託事業者負担とする。
 - ②収集ごみの量が最大積載量を超える場合は、一度処理した後、業務を続けること。
 - ③適正に業務を行うため、また、交通事故・労働災害を防止するために、業務従事者に対し、次に掲げる項目の十分な研修等を行ったうえ、業務に従事させること。
 - (ア) 安全運転に関すること。
 - (イ) 安全作業(機械作業、積込方法、収集場所確認、禁煙)に関すること。
 - (ウ) 作業内容に関すること。
 - (エ) 市民応対マナーに関すること。
 - (オ) 市の分別ルール、ごみの排出方法(収集品目、対象品目等)に関すること。
 - (カ) 廃棄物処理法、道路交通法、その他関係法令に関すること。
 - ④研修実施後も、上記の研修を定期的に行うこと。
 - ⑤運転員に対し、車両運転前に必ず次に掲げる項目を確認すること。
 - (ア) 運転免許証を携帯していること。
 - (イ) 運転免許証が有効であること及び眼鏡の着用等の条件を満たしていること。
 - (ウ) 運転免許の停止・取消等の処分を受けていないこと。
 - (エ) アルコール類を飲用していないこと。
 - (オ) 呼気中のアルコール検査を実施してアルコールが検出されないこと。
 - ⑥定期的に業務従事者の健康状態を確認するとともに、業務従事中には、業務従事者の 健康状態を留意し、業務遂行に支障があると判断される場合には、代替の業務従事者を 用意すること。
 - ⑦業務従事者の労働管理等に当たっては、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償 法、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法等の労働関係法規を遵守すること。
- (2) 収集作業中は、周囲の人や車の安全を妨げることがないよう十分配慮し、坂道に車両を

停車して収集作業を行う場合は車止め等の安全措置を講ずること。 収集後は、散乱・飛散物の除去を行い、収集場所の清潔保持に努めること。

- (3) 車両運転時は、ホッパドアを閉めて道路へのごみ等の飛散防止に努め、安全運転に徹し、 道路交通法(昭和35年法律第105号)、その他の関係法令を遵守し事故防止に努める ものとする。
- (4) 故障・事故等により当日中に行うべき業務を完了し得ない場合は、速やかに予備車両を使用し、業務を完了させること。

9 市民対応

- (1) 受託事業者は、業務の効率的実施と公共性を十分に認識し、常に市の業務を請け負っていることを念頭に置き、作業に際しては服装・言葉づかい・態度等において市民の信頼を損なわないようにし、市民への奉仕を心がけること。
- (2) 受託事業者は、いかなる理由があっても、市民等から金品その他の物を収受してはならない。
- (3) 受託事業者が市民等から業務に関する苦情等を受けたときは、受託事業者が誠意をもって対応すること。また、対応内容を市へ報告すること。

10 連絡体制

- (1) 受託事業者は、責任者を届け出ること。なお、市からの連絡を確実に受け、業務従事者に対し、明確な指示ができる体制をとること。
- (2) 受託事業者は、業務の作業終了後や休日等において、市からの緊急連絡や収集作業依頼等に対応できる体制をとること。

11 報告事項

- (1) 業務に係る月報(日報集計)を、翌月の5日までに市の指定する様式により、市へ提出すること。(電子メール等での提出可)
- (2) 受託事業者は、労働災害等の事故が発生した場合は、直ちに市に連絡し、自ら適切な処置を取るとともに、書面(任意様式)にて速やかに市に報告すること。
- (3) 受託事業者は、交通事故、車両火災等が発生した場合は、直ちに市に連絡し、自ら適切な処置を取るとともに、書面(自動車事故報告書等)にて速やかに市に報告すること。
- (4) 所定の報告のほかに、市から業務の履行状況について報告を求められた場合は、直ちに報告すること。
- (5) 市は、必要に応じ、業務の履行状況の検査を実施することができるものとする。

12 損害の負担

業務中に発生した事故や、負傷に係る損害(第三者に及ぼした損害を含む)に関して、市は、一切の責任を負わない。

ただし、その損害が市の責に帰すべき事由により生じた場合はこの限りではない。

13 その他

- (1) 受託事業者は、業務を行うに当たり、市と十分な連絡を取りながら、業務の完遂を期するものとし、常に業務従事者に周知徹底が図られるような連絡体制を整えること。
- (2) 受託事業者は、委託期間満了に際しては、次年度受託事業者への引継ぎを十分行うこととし、業務に支障をきたさないようにすること。
- (3) 受託事業者は、仕様書に定める事項のほか、公募型プロポーザルで提案した事項については、原則実施するものとする。但し、「協力は任意」とした事項及び新規提案、または、実施困難な事由が生じた場合は、別途協議することとする。
- (4) 仕様書に定める事項に疑義が生じたときは、双方でその都度協議するものとする。

参考

処理施設の所在等

- ・ごみ焼却場電話0836-31-3664宇部市大字沖宇部沖の山5272番地5
- ・リサイクルプラザ 電話0836-31-5584 宇部市大字沖宇部沖の山5272番地5

令和6年度 業務実施予定表 (業務E)

	令和6年度 業務実施予定表(業務E)																														
令和6年4月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	月	火	水	木	金	±	日	月	火	水	木	金	±	日	月	火	水	木	金	±	日	月	火	水	木	金	±	日	月	火	
	0	A	0	A	0			0	•	0	A	0			0	•	0	•	0			0	A	0	•	0			0		
令和6年5月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	±	日	月	火	水	木	金	±	B	月	火	水	木	金	±	日	月	火	水	木	金
	0		0			0	A	0	A	0			0	_	0	•	0			0	A	0	•	0			0	•	0	_	0
令和6年6月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	±	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	±	日	
			0	A	0	•	0			0	•	0	•	0			0	•	0	•	0			0	•	0	•	0			
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
令和6年7月	月	火	水	木	金	土	B	月	火	水	木	金	±	Ħ	月	火	水	木	金	±	日	月	火	水	木	金	±	日	月	火	水
	0	A	0	A	0			0	•	0	A	0			0	A	0	•	0			0	A	0	•	0			0		0
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
令和6年8月	木	金	±		月	火	水	木	金	±	B	月	火	水	木	金	±	日	月	火	水	木	金	±	B	月	火	水	木	金	±
	<u> </u>	0			0	A	0	•	0			0		0	·	0			0	A	0	•	0			0	A	0	<u>.</u>	0	_
令和6年9月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	B	月	火	水	木	金	±	日	月	火	水	木	金	±	B	月	火	水	木	金	±	日	月	火	水	木	金	±	B	月	
		0	•	0	•	0			0	A	0	A	0			0	A	0	•	0			0	A	0	A	0			0	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
令和6年10月	火	水	木	金	±		月	火	水	木	金	±	B	月	火	水	木	金	±	<u> </u>	月	火	水	木	金	±	日	月	火	水	木
1, 120 1 107,	<u> </u>	0		0	_		0	<u> </u>	0		0	_		0	<u>^</u>	0		0	-		0	<u>^</u>	0	<i>A</i> .	0	_		0	<u>^</u>	0	-11
				_																											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
令和6年11月	金	±	日	月	火	水	木	金	±	B	月	火	水	木	金	±	日	月	火	水	木	金	土	B	月	火	水	木	金	±	
	0			0	A	0	•	0			0	A	0	A	0			0	•	0	•	0			0	A	0	•	0		
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
令和6年12月	日	月	火	水	木	金	±	B	月	火	水	木	金	±	B	月	火	水	木	金	±	<u> </u>	月	火	水	木	金	±	日	月	火
134110-1273		0	A	0		0	_		0		0		0			0	<u> </u>	0		0	_	-	0	<u> </u>	0	A	0		0	/1	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
令和7年1月	水	木	金	±	Ħ	月	火	水	木	金	±	H	月	火	水	木	金	±	B	月	火	水	木	金	±	B	月	火	水	木	金
					0	0	•	0	•	0			0	A	0	•	0			0	•	0	•	0			0	•	0	•	0
			_		_		-			10		10	10		4.5	10		10	10	00	0.1	00	00	0.4	0.5	00	0.7	00			
今和7年9 日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28			
令和7年2月	±	日	月	火	水	木	金	±	B	月	火	水	木	金	±	B	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金			\vdash
			0	_	0	•	0			0	A	0	A	0			0	_	0	A	0			0	A	0	A	0			
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
令和7年3月	±	В	月	火	水	木	金	±	В	月	火	水	木	金	±	B	月	火	水	木	金	±	日	月	火	水	木	金	±	B	月
			0	A	0	•	0			0	•	0	•	0			0	•	0	A	0			0	•	0	•	0			0
	1	-	1		1	1	-	1								-						-			_				-		

○ 週3回の燃やせるごみ

156日

▲ 燃やせないごみの日

96日

令和7年1月5日(日)・・・週3回の燃やせるごみ(西地区)

は祝日

令和7年1月6日(月)・・・週3回の燃やせるごみ(東地区)